

教養学部の留学生のみなさまへ

2019年A Semester 奨学金登録のお知らせ

総合文化研究科・教養学部奨学委員会

教養学部では、大学の推薦を必要とする奨学金（学習奨励費も含む）について、登録制を採用しています。登録制とは、大学から推薦される奨学金を希望する学生に、年2回（2月～4月初旬と7月～10月中旬）登録申請書を提出してもらい、それに基づいて教養学部の奨学委員会が東京大学全体での選考に学生を推薦していく方法です。

- これにより、
- ・何度も応募書類を記入
 - ・準備、推薦書の依頼などの負担を大幅に軽減
 - ・教養学部内の推薦制度の公平な運用

ができるようになると考えています。

I 応募から推薦までの流れ

- ① 大学から推薦を必要とする奨学金を希望する留学生は、年2回の登録期間内に登録申請書を作成し、1, 2年生は101号館2階の留学生相談室で、3, 4年生はコース主任の先生と面談し、確認印を受けた上で、アドミニストレーション棟1階国際交流支援係に提出します（申請書は国際交流支援係で配布）。
- ② 推薦基準に基づいて作成された推薦者一覧を基に、各奨学財団の募集条件などを考慮し、奨学委員会において東京大学全体の選考会議に推薦する留学生を決定します。
- ③ 推薦された学生には、国際交流支援係から連絡が入り、学内選考用書類と財団への応募書類が案内されます。
- ④ 学生は書類を揃え、国際交流支援係に提出します。

II 推薦の基準

推薦者一覧を作成する際に、奨学委員会は特に以下の項目を重視し、各人の申請理由も考慮します。

- ・成績評価（東京大学での成績・・・ただし1,2年生は入学前の各種成績も考慮）
- ・経済的な困窮度（収入状況、住居形態、授業料免除、家族構成など）
- ・奨学金受給歴（東京大学入学後の奨学金受給歴）
- ・課外活動状況（ボランティア活動、サークル活動など）

III その他注意事項

- ・手続きを忘れた場合は、大学から推薦される奨学金の対象者とは認められないので、くれぐれも注意してください。
- ・ほとんどの奨学金は在留資格「留学」が必要です。
- ・教養学部から推薦された場合でも、東京大学全体の選考、財団の選考を経るので、必ずしも奨学金が得られるわけではありません。
- ・大学推薦奨学金と直接応募奨学金の併願は可能ですが、両方採用された場合は大学推薦奨学金を選ぶ必要があります。（事前に同意書を書いていただきます。）
- ・休学中の申請はできません。復学の予定があるときは、国際交流支援係にご相談ください。

提出締切：2019年 10月3日（木）16:50（時間厳守）

遅れた場合、選考で不利になる可能性があります。帰省等のため期限内に提出できない場合は申し出てください。

提出場所：アドミニストレーション棟1階 国際交流支援係 ryugakusei-g@adm.c.u-tokyo.ac.jp